

## 掲載内容

### 第1章 認知症高齢者の特性

- Q1 認知症の中核症状とは
- Q2 認知症の行動・心理症状
- Q3 認知症の原因疾患
- Q4 認知症の診断（心理検査、画像検査、その他の検査）
- Q5 認知症とインフォームドコンセント
- Q6 認知症の治療（薬物療法、非薬物療法）
- Q7 認知症と成年後見制度
- Q8 精神科外来を受診するとき
- Q9 精神科病院に入院するとき
- Q10 身体拘束を要するとき
- Q11 認知症と終末期

### 第2章 認知症高齢者へのサービス

- Q12 認知症施策の概要と受診の誘導
- Q13 介護保険サービスの利用
- Q14 地域包括ケアシステム
- Q15 認知症高齢者の物盗られ妄想
- Q16 認知症と成年後見人の支援
- Q17 離園リスクと施設の支援体制は特別養護老人ホームにおける医療行為と看取り

### 第3章 認知症高齢者への支援

- Q19 成年後見人の違い
- Q20 日常生活自立支援事業
- Q21 認知症高齢者の財産管理
- Q22 認知症高齢者の身上配慮

- Q23 認知症高齢者と死後事務
- Q24 成年後見制度の利用促進
- Q25 認知症と消費者問題
- Q26 認知症と年金問題
- Q27 認知症と銀行取引
- Q28 認知症と福祉契約
- Q29 認知症と個人情報・マイナンバーの管理

### 第4章 認知症高齢者とトラブル

- Q30 認知症高齢者と家庭内虐待
- Q31 認知症高齢者と施設内虐待・病院内虐待
- Q32 認知症高齢者と身体拘束・隔離措置・監視カメラ
- Q33 認知症高齢者と介護事故（転倒事故と誤嚥事故を題材に）
- Q34 認知症高齢者と孤独死
- Q35 認知症高齢者の交通事故
- Q36 認知症高齢者のセクハラ
- Q37 認知症高齢者の暴力（家族や介護職員に対して）
- Q38 認知症高齢者の暴力（他の利用者に対して）
- Q39 認知症高齢者の窃盗

### 第5章 認知症高齢者と相続

- Q40 認知症高齢者と遺言
- Q41 認知症高齢者と改正遺言法
- Q42 認知症高齢者と寄与分制度
- Q43 認知症高齢者と遺産分割制度
- Q44 認知症高齢者と相続人不存在・特別縁故者制度

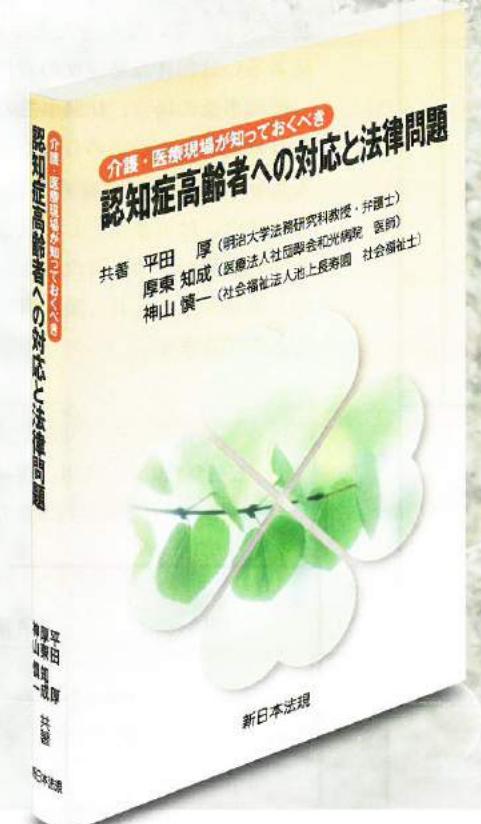
内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

# 介護・医療現場が知っておくべき 認知症高齢者への対応と法律問題

共著 平田 厚（明治大学法務研究科教授・弁護士）

厚東 知成（医療法人社団翠会和光病院 医師）

神山 慎一（社会福祉法人池上長寿園 社会福祉士）



A5判・総頁278頁  
本体価格3,500円+税 送料実費

webショップ  
新日本法規 Web で 検索  
<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

電子版 本体価格 2,800円+税  
eBOOKSTORE  
新日本法規 ebook で 検索  
<http://ebook.e-hoki.com/>

パソコン iPhone/iPad Android 端末 でご利用いただけます。  
iPhone/iPad は AppStore より、Android 端末は Google Play より専用ビューワー  
アプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データの  
ダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式にな  
りますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。なお、  
Android バージョン 9 の端末では閲覧いただくことはできません。  


0120-089-339  
受付時間8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

# 内容見本 [A5判縮小]

## [2] 認知症の行動・心理症状

**Q** デイサービスの管理者です。週5回で長年通っている利用者さんの認知症が進んできて、自分がどこにいるのか分からなくなっていました。日暮れになると毎日落ち着かなくなり、「家に帰らなければ…。」と切羽詰まって訴えてこられます。お引き止めすると興奮して、スタッフに手を上げるようになりました。「このままでは利用継続は困難です。」と同居の長女さんにお話したところ、「私は日中に仕事があるので、そちらで何とかしてください。」と強く言い返されました。今後の通所について、どのように話し合ったらよいですか。

**A** 認知症では認知機能障害だけでなく、行動や心理面での障害を来すことがあります。これを行動・心理症状 (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia : BPSD) と呼びます。BPSDは中核症状と関係しながら、身体の状況や心理状態、周囲の対応の仕方や環境の影響などを受けて現れる症状です。中核症状が「脳の力が衰えた症状」であるのに対して、BPSDは「弱った脳で生きていくがゆえの症状」と理解されます。

## [28] 認知症と福祉契約

**Q** 私がデイサービスで担当している男性の認知症が進行してきたため、ホームヘルパーに食事介助をしてもらった方がよいのではないかと思っているのですが、そのような場合、誰がどのように契約したらよいのでしょうか。息子さんが認知症のお父さんに代わって契約することもできるのでしょうか。

**A** 家族であっても、法律の定めに従った手続によらずに、認知症高齢者の代理人として福祉契約を代理契約することはできません。家族がご本人を支援するには、成年後見人となって、家庭裁判所や成年後見監督人の監督の下で、ご本人のために福祉契約を締結することが望ましいでしょう。

### ポイント

- ① 高齢者が認知症になっている場合、福祉契約をするにはどうしたらよいのか
- ② 家族は、認知症高齢者を代理して福祉契約を締結することができるのか

## [33] 認知症高齢者と介護事故（転倒事故と誤嚥事故を題材に）

**Q**

私は特別養護老人ホームで働いている介護士ですが、転倒事故や誤嚥事故などの介護事故が心配です。

介護事故が起きました場合、私自身や施設はどのような責任を負うのでしょうか。また、介護事故が起きないようにするには、どのような対策があるのでしょうか。

**A**

介護事故が起きた場合、具体的な事故の危険性が認められることによって、事故の予見可能性あるいは予見義務が認められるかどうかが検討され、結果回避義務を尽くしていくなかったとされることによって安全配慮義務違反あるいは保護義務違反の責任が問われることになります。

転倒事故の場合、転倒事故の具体的な危険性があることを示す心身状況の兆候が認められなかったときには、転倒事故の具体的な危険性は直ちには認められないと思われます。しかし誤嚥事故の場合、はっきりとした咳き込みやむせ込みがなく、具体的な危険性が窺われなかつたとしても、嚥下能力の状態を確認する見守り義務が認められ、顕性誤嚥を予見すべき義務があると解することができます。

### ポイント

- ① 福祉契約においては、事業者にどのような義務が発生するか
- ② 介護事故の予防と利用者の人格尊重との関係をどのように考えればよいか

- ③ 介護事故の予防に当たって考えるべきなのは、抽象的な事故の危険性なのか、それとも具体的な事故の危険性なのか
- ④ 転倒事故の場合、福祉サービス開始時点あるいは福祉サービス利用中に転倒事故の具体的な危険性があることを示す心身状況の兆候が認められなかつた場合でも、転倒事故の具体的な危険性は認められるのか
- ⑤ 誤嚥事故の場合、はっきりとした咳き込みやむせ込みがなく、具体的な危険性が窺われなかつたとしても、転倒事故の場合と異なり、誤嚥事故の具体的な危険性があることを認めてよいのか

### 解説

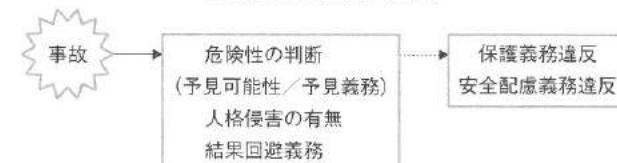
#### 1 介護事故と福祉契約の関係

福祉契約においては、福祉サービスを提供する義務（これを給付義務関係といいます。）だけでなく、契約に即した付随義務も発生していると考えられています。福祉契約における付随義務としては、安全配

義務の内容を契約書に明記する場合も多くなっています。内容的には付随義務の場合と変わりませんが、その場合には付隨義務ではなく、直接的な契約上の義務としての安全配慮義務があるとされています。

なお、安全配慮義務という用語は雇用関係に限定し、その他の分野では保護義務という用語を使用すべきだという考え方もあります。平成19年には労働契約法5条で安全配慮義務が明文化されたため、福祉契約においては保護義務とした方が分かりやすいかもしれません。全社協のモデル契約書では、契約上の義務として、安全配慮義務という用語を使用していますから、両方の用語を使用するしかないでしょう。

### 【介護事故と施設の責任】



## 2 安全配慮義務違反あるいは保護義務違反と身体拘束の関係

介護事故に対する考え方の特殊な点は、介護事故を回避しなければならないとするする事故ますでし

## [40] 認知症高齢者と遺言

**Q**

私が働いている特別養護老人ホームには、認知症を発症した方がたくさんいらっしゃいますが、認知症高齢者は遺言をすることはできますか。また、認知症高齢者が成年後見開始審判を受けた後でも遺言をすることはできるのでしょうか。認知症高齢者が無理やり遺言を書かされた場合は、そのような遺言は有効なのでしょうか。

**A**

認知症になったとしても、意思能力を失っていない限り、遺言をすることは可能です。認知症によって成年後見開始審判を受けた場合であっても、判断能力が回復すれば、遺言をすることができます。遺言を無理やり書かれた場合には、強迫がなされたことになりますから、民法96条1項に基づいて遺言を取り消すことができると解されています。遺言が取り消された場合には、その遺言は無効になります。

### ポイント

- ① 遺言をするためにはどの程度の能力が必要なのか